

街道観光モニターツアー 「白河街道」 ～戊辰と震災・復興の足跡をたどる～

旅行期日

平成 27 年 11 月 26 日 (木)

募集人員

先着 20 名様

旅行代金

3,000円(おとな1名)様

11月11日(水)午前9時より受付開始!

※通常6,000円相当のところ、モニターツアーにつき割安になっています。(代金の一部を会津若松商工会議所が補助します。ただしアンケート調査等にご協力をいただきます)

**会津交通観光(株) 担当:塩田
電話0242-24-3030**

出発場所

会津若松商工会議所(午前7時30分)※時間厳守でお願いします。

日 程	行 程 ※見学場所ではボランティアガイド等による説明があります。	食事
11/26 (木)	会津若松商工会議所(7:30発)＝湊・湖南方面＝勢至堂峠＝【藤沼湖】(9:00着)＝白河市【中心市街地】(10:30着)＝【藤駒本店(昼食)】(12:10着)＝【佐川だるま製造所・だるまの絵付け】(13:10着)＝【稻荷山】(14:25着)＝【道の駅下郷(休憩)】(15:45着)＝会津若松商工会議所(16:50頃) ※昼食会場の藤駒本店は創業200年余の白河が誇る老舗そば屋となります。	朝:× 昼:○ 夜:×

※上記行程は、交通事情、天候その他事情により変更となる場合があります。

※全行程バスによる移動となります。なお見学先は徒歩による移動が大半なので活動しやすい服装、靴でお願いします。

※観光ポイントは裏面をご覧ください。

街道観光～戊辰と震災・復興の跡をたどる～ 参加申込書 (FAX: 0242-22-1723)

代表者氏名	フリガナ 年齢 性別 () (男・女)	住所	〒		
連絡先	自宅: 携帯:				
同行者	フリガナ 年齢 性別 () (男・女)			同行者	フリガナ 年齢 性別 () (男・女)
同行者	フリガナ 年齢 性別 () (男・女)				

【事業企画】会津若松商工会議所

【旅行企画・実施】会津交通観光(株) 電 話 0 2 4 2 - 2 4 - 3 0 3 0

ファクス 0 2 4 2 - 2 2 - 1 7 2 3

街道観光モニターツアー『白河街道～戊辰と震災・復興の跡をたどる～』

勢至堂峠を経て奥州街道へと至る白河街道は、下野街道が通行困難となってからの会津藩の参勤交代の道として使われたほか、江戸へ佐渡の金山を運ぶ「佐渡三道」のひとつとして重要視されました。到着地の白河は、戊辰戦争の激戦地であり、市内には慰霊碑や墓地など当時を今に伝える遺構が数多く残っています。また戦いで多くの遺物が失われましたが、街並み散策を重視した景観作成が行われ、各地からの視察も相次いでいます。

本ツアーは、戊辰戦争や震災という歴史的背景を踏まえ、戊辰への慰霊の想いや震災の災禍から復興する地域をたどる行程となっています。白河を中心に街並み散策と戊辰戦争の遺構を訪れ、会津との縁を感じてみてはいかがでしょうか。皆様、ぜひご参加ください。

～主な見学先の紹介～

◎**藤沼湖** 東日本大震災により、本堤が決壊し7名の方が亡くなり、幼児1名が行方不明となっています。現在、地元商工会・商工会議所では震災ツーリズムに取り組んでおり、ガイド付きで説明を受けることができます。



◎**皇徳寺** 白河の中心市街地にあるここは、平安時代末期に再興され、「大白山天皇皇徳寺」と号しました。ここには、若き新選組隊士・菊地央(たのむ)をはじめとする戊辰戦争戦死者のお墓や、福島県民になじみ深い民謡『会津磐梯山』の唄で有名な小原庄助さんのお墓があります。

◎**聖ハリストス正教会** 白河の中心市街地にあるここは、明治9年に宣教を始め、坂本龍馬の従兄弟沢辺琢磨が白河に居住し初代司祭を務めました。沢辺は最初の日本人司祭でした。また新島襄のアメリカ密航を手助けしたことで知られています。聖堂と山下りんの作品を含む聖像(イコン)は、県指定重要文化財に指定されています。



◎**稲荷山** 会津藩陣地があった稲荷山は、「白河口の戦い」における激戦地となりました。稲荷山からは西軍が攻めてきた奥州街道と、西軍が陣を築いた小丸山を見ることができ、当時の戦況を想像することができます。今年8月には「白河口の戦い」で犠牲になった約1000人の戦死者を慰霊し、歴史を後世に伝える記念碑「白河口戊辰之碑」の除幕式が行われました。

このほか、かぎ型道路等城下町の雰囲気を残す白河市の中心市街地の見学や、白河伝統のだるま造りの見学・絵付け等を体験していただけます。



LOOK エース JTBパートナー店

会津交通観光

●お問い合わせ・お申し込みは
フリーダイヤル **0120-26-6657**
URL <http://www.aizutabinet.co.jp/>

福島県知事兼観光振興局長 藤田 隆之
観光振興課長 藤田 隆之
〒965-0037 会津若松市中央1丁目4-15
TEL 0242(24)3030
総合旅行業務取扱管理者 五十嵐 俊之

国内の旅を安心サポート!

ジェイアイの国内旅行保険

ジェイアイは旅行保険の
エースパート!

国内旅行業務取扱管理者 五十嵐 俊之

●会津交通観光(株)本社営業所 〒965-0037 会津若松市中央1丁目4-15
●会津交通観光(株)喜多方営業所 〒966-0087 喜多方市市福高西12
●会津交通観光(株)田島営業所 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字谷地甲8番地の1
●会津交通観光(株)西会津営業所 〒969-4406 耶麻郡西会津町野沢字下小屋23180番地の24

TEL (0242) 24-3030 総合旅行業務取扱管理者 五十嵐 俊之
TEL (0241) 21-1650 総合旅行業務取扱管理者 小池 博実
TEL (0241) 62-3223 国内旅行業務取扱管理者 室野井 聡
TEL (0241) 45-2757 国内旅行業務取扱管理者 高井 貴也

ご旅行条件のご案内

●旅行のお申し込みと契約成立

- お申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金(お一人様につき)を添えてお申し込みいただけます。お申込金は、旅行代金、取消料、又は予約料の一部として取扱いします。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。
- この際、ご予約の可否は、契約が成立してからです。この期間内にお申込金を提出されない場合は、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- 離業型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承認し申込金を受理したときに成立するものとします。
- お部屋の割り振りは、原則として和室(4名～8名前)、洋室(2名～3名前)のお部屋となります。一部希望の部屋は、別途追加料金をお申し込みください。又、グループで参加の場合、男女別の人数により2～3名様以下で一部個室利用の場合も一部追加料金の該当となります。

●お申込金(お一人様)

旅行代金	1万円未満	1万円以上1万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満	10万円以上
お申込金	旅行代金全額	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円

●お申し込みは旅行代金をお支払いいただくとき、その一部として働きます。

●旅行代金は出発日の21日前までにお支払いください。

●取消料

お申し込み後のお返金は、ご都合で旅行を取消される場合は旅行代金に基づき下記の料率で取消料をいただきます。(～)は出発日を含まれません。

出発日	20日前～8日前	7日前～3日前	前日	当日	旅行開始後
観光バス利用コース旅行代金の	20%	30%	40%	50%	100%

●旅行人員

25名に満たない場合は旅行を中止する場合がございます。この際は旅行出発日の14日前までに中止する旨、ご連絡申し上げます。又、人数によっては中継バス・小乗バス・シャトルバス(マイバス)を利用する場合がございます。

メール・インターネットからでもお申し込みいただけます。
詳しくは… ホームページ <http://www.aizutabinet.co.jp/> をご覧ください。

●注意事項

- 旅行代金には送料・サービス料が含まれております。
- コース車内喫煙とさせていただきます。
- ガイド・添乗員同行の有無は各コースに記述されております。
- バスはお客様のご希望により変更させていただきます。
- 天候障害等運轉上の事由により旅行日程を変更する場合は、その発生した旅行代金の増加分については、お客様にご負担いただくこととなりますので、予めご了承ください。
- 中学生以上は大人料金となります。
- 小児の代金は明示していない場合は大人料金の70%をいただきます。(小学生～6歳未満)幼児の乗車は無料です。但し食事、用具等必要な場合は小人料金をいただきます。
- お客様が旅行中、生命・身体に著った一定の障害については、当社の故障、過失の有無にかかわらず特別保証規定の定めるところにより、保証金及び慰謝料をお支払いします。
- 当社は、旅行申込の際にご記入いただいたお客様の個人情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等)について、お客様との連絡及びお申込に必要と認められた場合に限り、旅行に関するサービス手続のための手続きに必要な範囲でご利用させていただきます。
- 出発日の5日前までに、連絡ご変更をお送り致しますので、乗車場所・時間を確認してください。
- 定員にのり次第で切らせていただきますのでお早めにお申込下さい。

●免責事項 次の場合、当社はその責を負いません。

- 天災地変・河川氾濫など、不可抗力の事由によって生じた損害。
- 盗難・傷害・後病など、お客様の故意または過失によって生じた損害。
- お客様の都合またはご厚意に反する行為によって生じた損害。
- 運轉・宿泊機関等、当社以外の責めによって生じた損害。

●その他の事項については観光庁許可の当社旅行業務取扱管理者により。

●安全な取り組みについて

安全で快適なご旅行をしていただくために、深夜・長距離運轉の場合ドライバー2名乗務致します。

当ツアーは、平成27年10月4日を基準としておりますが、運轉機関のスケジュール・運賃等の変更により日程および旅行代金を変更することがございますのであらかじめご了承ください。

旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う業務の責任を担っています。この旅行の契約に際し、担当者からの説明に不十分な点がございましたら、ご連絡ください。旅行業務取扱管理者にご確認ください。